

教育委員会及び学校法人の皆様へ
 教員の皆様へ

独立行政法人国際協力機構
 青年海外協力隊事務局

「現職教員特別参加制度」と「自己啓発等休業」
 における待遇の違いについて

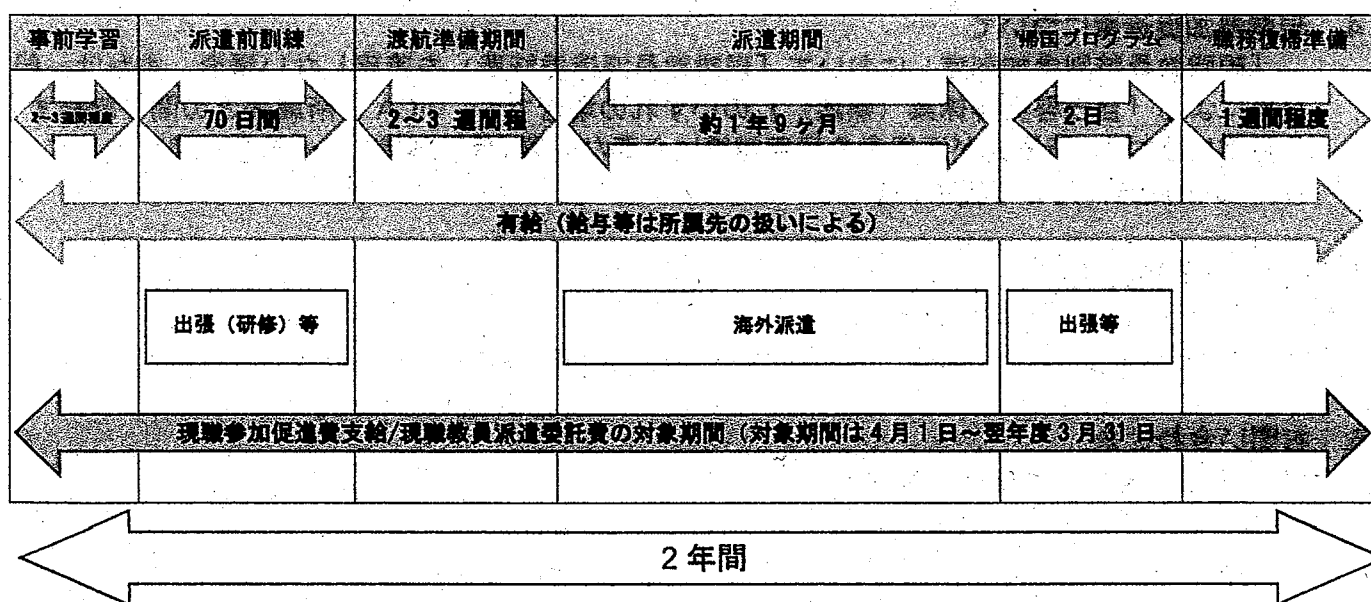
現職の教員が JICA 海外協力隊に参加する場合、「現職教員特別参加制度」（原則、有給）と一般公募による「自己啓発等休業」（原則、無給）の2つの方法があります。それぞれ下記のとおり処遇が異なりますので、ご注意ください。なお、派遣にかかる渡航費、派遣中の現地生活費などは、いずれの場合においても、派遣国ごとに定められた額を JICA が支給します。

記

1. 「現職教員特別参加制度」で派遣される場合

業務の一環として派遣され、所属する地方自治体の派遣条例¹に基づいて給与などが支給されます。また、JICA から参加する教員の所属先に対して、事前に合意した覚書に基づき「現職参加促進費」または「現職教員派遣委託費」をお支払いします。有給のため、参加する教員本人に対する、JICA からの国内手当の支給はありません。なお、派遣前訓練を含めた全体で2年間とするため、派遣期間は1年9カ月ほどとなります。

現職参加促進費の支給／現職教員派遣委託費対象期間：
 派遣開始年度の4月1日～翌年度の3月31日

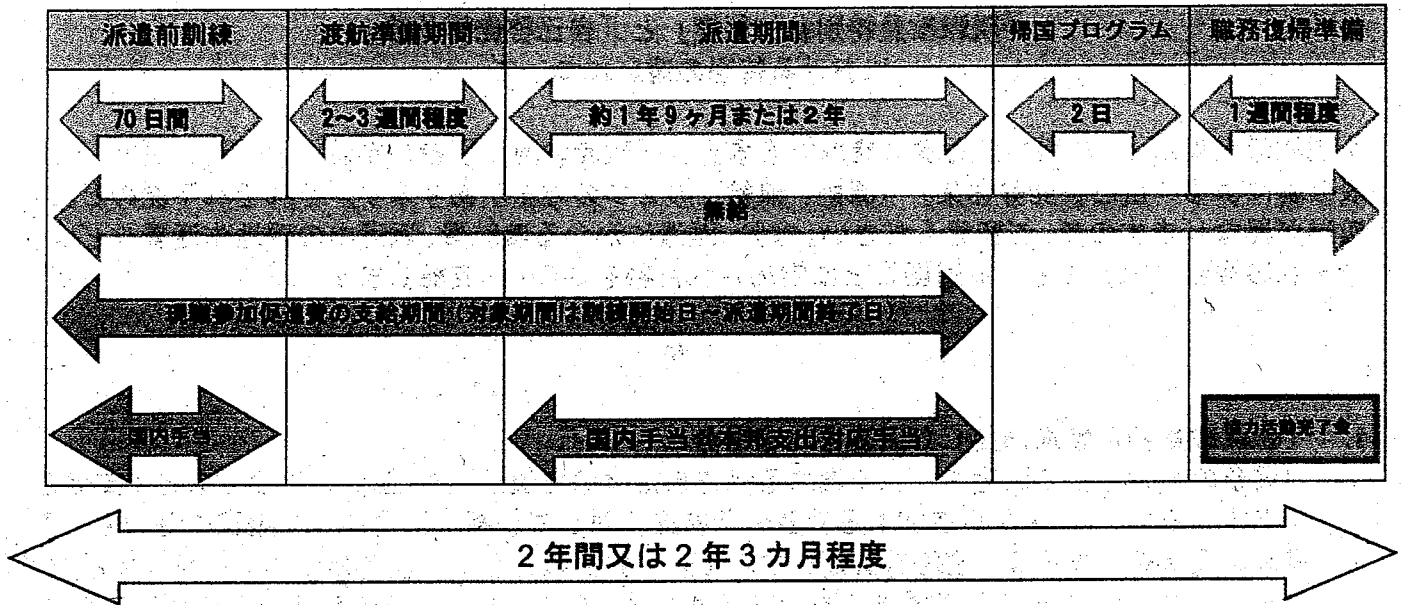


¹ 公立学校以外の学校法人等におかれては、地方自治体の派遣条例ではなく、各学校法人等における教員の身分制度において同様の待遇（有給かつ昇格・昇給等の担保）とする前提でお考えください。また、文部科学省への推薦につきましても、参加希望教員がいる場合には各学校法人等内で選考のうえ、教育委員会経由ではなく、文部科学省に直接推薦を行ってください。

2. 「自己啓発等休業（無給）」（一般公募）で派遣される場合

自己啓発等休業等を活用して、一般公募で JICA 海外協力隊に無給休職として参加する方には、派遣前訓練期間中および派遣期間中に、JICA から国内手当のうち本邦支出対応手当を支給し、任期終了時には協力活動完了金を支給します。また、事前に合意した覚書に基づき「現職参加促進費」を所属先に支給します。なお、シニア案件の場合、参加する教員本人に経験者手当を支給します。なお、派遣期間は通常の 2 年間または、派遣前訓練期間を含めて 2 年間とするための 1 年 9 カ月のいずれかから選択が可能となります。

※派遣中の社会保険料等は、各自教育委員会人事課等にご確認ください。



3. 現職教員派遣委託費について

「現職教員特別参加制度」の派遣において、事前に所属先（都道府県・指定都市教育委員会）と JICA の間で締結した覚書に基づき、委託費を JICA が所属先へお支払いします。

4. 現職参加促進費について

「現職教員特別参加制度」において「現職教員派遣委託費」を適用しない場合、または一般公募による「自己啓発等休業（無給）」のいずれの場合でも、JICA と所属先との間で締結する覚書に基づき、所属先が派遣者の雇用継続に必要な経費（保険料等）の一部を一律額として、JICA が所属先に対して支払います。

5. JICA の支援制度

以下のウェブサイトをご覧ください。

https://www.jica.go.jp/volunteer/application/seinen/support_system/

6. お問い合わせ先

独立行政法人国際協力機構（JICA）

青年海外協力隊事務局 参加促進課

Tel: 03-5226-3513 Fax: 03-6672-1723 Email: jvtpg_gs@jica.go.jp

以上